

# SIGFOX BUY サービス約款

第 5 版

2023 年 6 月 29 日

京セラコミュニケーションシステム株式会社

## 【目次】

第1章 総 則 .....	4
第1条 (約款の適用) .....	4
第2条 (約款の変更) .....	4
第3条 (約款の提示) .....	4
第4条 (用語の定義) .....	4
第5条 (当社からの通知) .....	6
第6条 (利用目的) .....	6
第2章 SIGFOX BUY サービスの提供等 .....	6
第7条 (SIGFOX BUY サービスの提供) .....	6
第8条 (SIGFOX BUY サービスの提供条件の変更) .....	6
第3章 SIGFOX BUY サービス契約 .....	7
第9条 (SIGFOX BUY サービス契約の単位) .....	7
第10条 (SIGFOX BUY サービス契約の申込方法) .....	7
第11条 (サービス利用アカウントの管理) .....	7
第12条 (契約者連絡先の届出) .....	7
第13条 (契約者の権利または義務の譲渡等) .....	7
第14条 (SIGFOX BUY サービス契約の有効期間) .....	8
第15条 (契約者が行う SIGFOX BUY サービス契約の解約) .....	8
第16条 (当社が行う SIGFOX BUY サービス契約の解除) .....	8
第17条 (SIGFOX BUY サービスの変更、休止または終了) .....	8
第18条 (SIGFOX ATLAS の提供) .....	8
第19条 (その他の提供条件) .....	8
第4章 契約者の義務 .....	9
第20条 (対象法令等の遵守) .....	9
第21条 (報告義務) .....	9
第22条 (サービス用無線端末の輸出時の遵守事項) .....	9
第23条 (SIGFOX BUY サービスの利用上の制限) .....	9
第24条 (開示請求への対応) .....	9
第5章 サービス用無線端末 .....	9
第25条 (サービス用無線端末に関する責任) .....	9
第26条 (サービス用無線端末にかかる認証等の手続) .....	10
第27条 (サービス用無線端末の管理) .....	10
第28条 (サービス用無線端末の運用) .....	10

第6章 SIGFOX BUY サービスにかかる通信.....	10
第29条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の技術仕様等) .....	10
第30条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用可能期間) .....	10
第31条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用条件) .....	11
第32条 (その他 SIGFOX BUY サービスにかかる通信の制限) .....	11
第7章 国際ローミング .....	11
第33条 (国際ローミングの利用等) .....	11
第8章 SIGFOX BUY サービスの提供停止、禁止事項等 .....	12
第34条 (止むを得ない事情による SIGFOX BUY サービスの提供停止または制限) .....	12
第35条 (禁止事項、SIGFOX BUY サービスの提供停止) .....	12
第9章 サービス料金 .....	13
第36条 (サービス料金) .....	13
第37条 (サービス料金の変更) .....	13
第38条 (サービス料金の支払方法) .....	13
第10章 サポート、保守に関する対応 .....	14
第39条 (SIGFOX BUY サービスにかかるサポート) .....	14
第40条 (SIGFOX ネットワークの維持等) .....	14
第11章 損害賠償 .....	14
第41条 (損害賠償の範囲) .....	14
第42条 (免責事項) .....	14
第12章 雑 則 .....	15
第43条 (業務委託) .....	15
第44条 (対象ソフトウェア等の知的財産権) .....	15
第45条 (対象ソフトウェア等の目的外利用の禁止) .....	15
第46条 (秘密情報の管理) .....	15
第47条 (SIGFOX BUY サービス運営上必要な情報の利用) .....	16
第48条 (個人情報の利用) .....	16
第49条 (反社会的勢力の排除) .....	16
第50条 (期限の利益喪失) .....	17
第51条 (準拠法) .....	17
第52条 (合意管轄) .....	17
《附 則》 .....	17

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の適用)

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます)は、SIGFOX BUY サービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、本約款、SIGFOX BUY サービス契約 (以下、合わせて「本約款等」といいます)、その他の提供条件に従い、契約者に SIGFOX BUY サービスを提供します。

2. 契約者は、本約款の内容を誠実に遵守するものとします。

3. 本約款と SIGFOX BUY サービス契約の内容に齟齬がある場合、本約款、SIGFOX BUY サービス契約の順に、それぞれの内容を適用するものとします。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、SIGFOX BUY サービスの提供条件は、変更後の本約款によります。

### 第3条 (約款の提示)

当社は、本約款を、第5条に定める方法により契約者に提示します。なお、当社は、本約款を変更する場合、すみやかに変更後の本約款を第5条に定める方法により契約者に提示します。

### 第4条 (用語の定義)

本約款等においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路(通信用回線を含みます)その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
UnaBiz 社	低消費電力で通信を実現する低スループット無線通信の世界的な基地局ネットワークオペレータであるフランス共和国法人である UnaBiz SAS 及びその関連会社
SIGFOX BUY サービス	低消費電力で通信を実現する低スループット無線通信ネットワークを活用した IoT 機器向けの情報収集・配信サービスであって、本約款等に基づき、当社が自らの責任において運営し、提供するサービスであって、第6条の目的において利用し、かつ第30条の定めに従い利用期間の制限があるもの。
サービス用無線端末	SIGFOX BUY サービスに用いるためのチップ、モジュール等を内蔵したデバイスその他の無線通信を行うための電気通信端末
サービス用無線基地局設備	サービス用無線端末等との間で SIGFOX BUY サービスにかかる電波を送り、または受けるための電気通信設備

用語	用語の意味
SIGFOX クラウド	サービス用無線端末の登録、サポートサービスの提供等を行うための SIGFOX オペレーションサポートシステム(以下「OSS」といいます)等から構成されるシステムであって、SIGFOX BUY サービスに関する情報を管理、運用するために UnaBiz 社が運営し、当社及び契約者に提供されるクラウドシステム
サービス利用アカウント	当社から契約者に対して付与される、契約者が SIGFOX BUY サービスを利用するにあたり必要となる SIGFOX クラウドを利用するための権限
SIGFOX ネットワーク	SIGFOX クラウド、サービス用無線基地局設備、バックエンド回線その他の付属する電気通信設備から構成される SIGFOX BUY サービスを提供するための電気通信網
SIGFOX データ	契約者による SIGFOX BUY サービスの利用によりサービス用無線端末より取得または収集されるデータ (SIGFOX クラウドに蓄積される情報、別途当社が指定する契約者の SIGFOX データフレーム、Geolocation(SIGFOX Atlas)サービスの提供のために取得されるサービス用無線端末の位置情報を含む)
SIGFOX Atlas	SIGFOX ネットワークを通じて測位されるサービス用無線端末の位置情報を SIGFOX クラウド上の API を通じて契約者に提供するサービス
申込者	SIGFOX BUY サービスを利用することを希望し当社に申込をした者
SIGFOX BUY サービス契約	契約者が当社からサービス利用アカウントの付与を受け、SIGFOX BUY サービスを利用するために、第 10 条の定めに従い、当社と申込者間で取り交わされる契約
契約者	当社と SIGFOX BUY サービス契約を取り交わした者
提供エリア	契約者が SIGFOX BUY サービスを利用することができる地域
国際ローミング	サービス用無線端末が、日本国外の国際ローミングが可能な提供エリアの区域に在圏していることが確認され、そのサービス用無線端末から SIGFOX ネットワークに接続があった場合に、その通信をその国際ローミングにかかる提供エリア内の日本国外の SIGFOX ネットワークに接続する機能
契約者サービス	契約者が、SIGFOX BUY サービスに別途サービスや製品を付加して自らの責任において運営し、提供する契約者のサービス
契約者サービス契約	契約者が、エンドユーザに、契約者サービスを提供する場合に、契約者とエンドユーザ間において取り交わされる契約
エンドユーザ	契約者サービスを利用する者であって、契約者以外の者
サービス料金	本約款等に基づき、契約者が SIGFOX BUY サービスを利用するために当社に支払う料金の総称

用語	用語の意味
料金表	当社が指定する WEB ページに掲載する、当社が定めるサービス料金に関する事項を体系的に表示した文書
消費税	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
事業法	電気通信事業法(昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号)

#### 第5条 (当社からの通知)

当社は、契約者への周知が必要と判断した場合、SIGFOX クラウド上への掲載、当社のインターネットホームページ上への掲載または契約者に個別に配信する電子メールを通じて行います。

2. 当社は、前項の通知の内容について、SIGFOX クラウド上に掲載されたとき、当社のインターネットホームページ上に掲載されたとき、または契約者によりサービス申込時に入力された電子メールアドレスに配信されたときをもって、全ての契約者に通知されたものとして取り扱います。

#### 第6条 (利用目的)

SIGFOX BUY サービスは、契約者自身が利用する目的に限り利用可能とし、第三者への提供その他の商用利用目的で利用することはできないものとします。

### 第2章 SIGFOX BUY サービスの提供等

#### 第7条 (SIGFOX BUY サービスの提供)

当社は、提供エリアにおいて、SIGFOX BUY サービスを提供するものとします。

2. 契約者は、サービス用無線端末が提供エリア内に在圏している場合に限り、SIGFOX BUY サービスを利用することが可能です。

3. 提供エリア内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくい場所では SIGFOX BUY サービスを利用することができない場合があります。

4. 当社は、技術上その他止むを得ない理由によりサービス用無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、提供エリア内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

#### 第8条 (SIGFOX BUY サービスの提供条件の変更)

当社は、SIGFOX BUY サービスに関する技術仕様その他の提供条件の変更を行うことがあります。変更を行った場合は、第5条に基づき通知を行います。当社は、これに伴い契約者その他第三者が何らかの費用の支払いを要することになった場合であっても、その費用を負担する義務を負いません。

### 第3章 SIGFOX BUY サービス契約

#### 第9条 (SIGFOX BUY サービス契約の単位)

当社は、申込者からの1件のSIGFOX BUY サービスの申込ごとに、1件のSIGFOX BUY サービス契約を締結することとします。

2. 契約者は、SIGFOX BUY サービス契約の申込時に、1件のSIGFOX BUY サービス契約あたりSIGFOX BUY サービスを利用するための通信回線を1回線から1000回線未満のいずれかから選択の上、当社が指定するWEBページにおいて入力するものとします。

#### 第10条 (SIGFOX BUY サービス契約の申込方法)

契約者は、当社が指定するWEBページにアクセスし、当該WEBページ所定の必要事項(契約者にかかる個人情報、決済に用いるクレジットカード情報を含みます)を全て入力の上、SIGFOX BUY サービスの申込を行うものとします。

#### 第11条 (サービス利用アカウントの管理)

契約者は、当社から付与されたサービス利用アカウントを自らの責任において厳重に管理する義務を負うものとします。

2. 契約者に付与されたサービス利用アカウントによって行なわれたSIGFOXクラウドの操作、情報の入力または削除等に関しては、契約者の承諾または認識の有無を問わず、全て契約者による行為とみなされるものとし、当該行為にかかる効果または責任は、全て契約者に帰属するものとします。なお、契約者は不正使用に起因する全ての損害につき自ら責任を負うものとします。

3. 契約者は、サービス利用アカウントが第三者によって不正使用された場合、直ちに当社に連絡するものとします。

4. 当社は、サービス利用アカウントの漏洩または不正使用等が発生した場合、強制的にサービス利用アカウントを変更または使用中止等を行うことがあります。この場合、当社は、契約者にその旨を通知します。

5. 当社は、サービス利用アカウントの漏洩または不正使用等から生じた損害について、当社の責めに帰すべき場合を除きその責任を負いません。

6. 契約者は、サービス利用アカウントの漏洩または不正使用等により当社に損害を与えた場合、当社の責めに帰すべき場合を除き当社にその損害の全てを賠償するものとします。

#### 第12条 (契約者連絡先の届出)

契約者は、SIGFOX BUY サービス契約の申込みにあたり、別途当社が指定するWEBページ所定の入力項目に従い、契約者の会社名または氏名、住所または所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス(以下、総称して「契約者連絡先」といいます)を入力し、当社に届出するものとします。

#### 第13条 (契約者の権利または義務の譲渡等)

契約者は、SIGFOX BUY サービス契約に基づく権利または義務について、第三者への譲渡または担保の用に供することはできません。

#### **第14条 (SIGFOX BUY サービス契約の有効期間)**

SIGFOX BUY サービス契約の有効期間は、第 30 条に定める SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用可能期間に従うものとします。

#### **第15条 (契約者が行う SIGFOX BUY サービス契約の解約)**

契約者は、SIGFOX BUY サービスの申込日から 8 日以内に限り、当社に書面による通知を行うことにより SIGFOX BUY サービスを解約できるものとします。

#### **第16条 (当社が行う SIGFOX BUY サービス契約の解除)**

当社は、第 34 条第 2 項の規定により SIGFOX BUY サービスの利用を停止された契約者が相当期間内にその事実を解消しない場合、SIGFOX BUY サービス契約を解除できるものとします。

2. 当社は、第 34 条第 2 項の規定により当社が SIGFOX BUY サービスの利用を停止した場合において、当該停止の原因となった事実が SIGFOX BUY サービスの運営に著しい支障を及ぼすと当社が判断した場合、前項の規定にかかわらず、SIGFOX BUY サービスの利用を停止しないで、直ちに、SIGFOX BUY サービス契約を解除できるものとします。

3. 当社は、前二項の規定により、その SIGFOX BUY サービス契約を解除する場合、可能な限り事前に契約者に通知します。

4. 当社は、前各項により SIGFOX BUY サービス契約を解除したことにより、契約者が何らかの損害を被った場合といえども、契約者に対し何らの責任も負わないものとします。

#### **第17条 (SIGFOX BUY サービスの変更、休止または終了)**

当社は、SIGFOX BUY サービスの全部または一部を、変更、休止または終了する場合があります。

2. 当社は、SIGFOX BUY サービスの全てを終了する場合、終了日の 2 年前までにその理由及び終了日を契約者に通知します。ただし、予測できない事由による UnaBiz 社からのサービスの提供が終了したことによる場合については、この限りではありません。

3. 当社は、SIGFOX BUY サービスの変更、休止または終了により、契約者その他の第三者に何らかの負担または損害が発生した場合においても、何らの責任も負わないものとします。

#### **第18条 (SIGFOX Atlas の提供)**

契約者は、SIGFOX BUY サービスの申込時に、SIGFOX Atlas の利用を選択することにより SIGFOX Atlas を利用することが可能です。

#### **第19条 (その他の提供条件)**

SIGFOX BUY サービスに関するその他の提供条件については、本約款等に定めるところに基づくものとします。



## 第4章 契約者の義務

### 第20条 (対象法令等の遵守)

契約者は、事業法、電波法、ETSI(欧州電気通信標準化機構)及びFCC((米国)連邦通信委員会)が定める規制、その他契約者サービスの運営に関して適用される日本国内外の全ての法令及びガイドライン等(以下「対象法令等」といいます)を遵守するものとします。

2. 契約者は、SIGFOX BUY サービスを円滑に運営するための当社からの要請に誠実に従うと共に、当社への協力を行うものとします。

### 第21条 (報告義務)

当社は、契約者に対し、必要に応じて対象法令等の遵守状況、その他当社がSIGFOX BUY サービスの運営において合理的に必要とする事項についての報告を求めることができるものとし、契約者は、当社が要請する場合、すみやかに、これに応じるものとします。

### 第22条 (サービス用無線端末の輸出時の遵守事項)

契約者は、契約者サービスを運営するにあたり、サービス用無線端末を輸出または輸入する場合、適用される日本国内外の全ての輸出入に関連する法令を遵守し、必要な手続を自らの責任と費用負担において実施するものとします。

### 第23条 (SIGFOX BUY サービスの利用上の制限)

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、SIGFOX BUY サービスを原子力産業、航空産業、兵器その他の軍需産業、その他高度な危険を伴うと判断される分野における契約者サービスに供してはならないものとします。

2. 契約者は、前項の定め違反し、SIGFOX BUY サービスを前項に定める高度な危険を伴う分野における契約者サービスに供し、その結果、何らかの紛争または損害等が発生した場合、その全てを自らの責任において対応し、賠償するものとします。

### 第24条 (開示請求等への対応)

当社は、契約者名等の情報(以下「契約者情報」といいます)に関して、法令等に基づく開示請求等(以下「開示請求等」といいます)が当社にあった場合、当該請求元に対して、当社が知る範囲内において契約者情報を開示します。

## 第5章 サービス用無線端末

### 第25条 (サービス用無線端末に関する責任)

契約者は、サービス用無線端末を自らの責任と費用負担において選択し調達するものとします。

2. 当社は、サービス用無線端末に関して、何らの義務及び責任も負わないものとします。

### 第26条 (サービス用無線端末にかかる認証等の手続)

契約者は、対象法令等に基づき、また UnaBiz 社との関係において、必要となる認証、許認可または承認等に関する必要な手続(以下「認証等手続」といいます)を完了したサービス用無線端末に限り、SIGFOX BUY サービスにかかる通信の用(契約者が行う試験を含みます、以下同じとします)に供するものとします。

### 第27条 (サービス用無線端末の管理)

契約者は、自らの責任と費用負担において、サービス用無線端末を管理するものとします。

2. 契約者は、サービス用無線端末の製作会社、使用場所、対象法令等に基づく技術基準を満たしていることに関する情報、UnaBiz 社の承認に関する情報、サービス用無線端末に組み込まれたアプリケーションに関する情報、その他別途当社が指定する情報について記録するものとし、また当社が SIGFOX BUY サービスを運営する上で合理的な理由により要請する場合、当該記録を当社に提出するものとします。

### 第28条 (サービス用無線端末の運用)

当社は、サービス用無線端末の初期設定、サービス用無線端末を使用するために必要となる当社または UnaBiz 社が定める手続(SIGFOX クラウドとの接続、OSS への登録等を含みます)、サービス用無線端末にかかる運用、サポート等について、何ら義務または責任を負わないものとします。なお、契約者は、その全てを自らの責任と費用負担において対応するものとします。

## 第6章 SIGFOX BUY サービスにかかる通信

### 第29条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の技術仕様等)

SIGFOX BUY サービスにかかる通信の技術仕様等は、以下のとおりとします。なお、SIGFOX BUY サービスにかかる通信プロトコルは、別途当社が定める内容に準拠します。

- (1) 通信の伝送速度： 上り 100bps、下り 600bps
- (2) 通信容量： 上り 12 バイト/回、下り 8 バイト/回
- (3) 通信回数の上限値：

契約者が SIGFOX BUY サービスの申込時に当社指定の WEB ページにおいて以下のいずれかの通信回線数を選択できるものとします。

- 1 日あたり上り 2 回、1 週間あたり下り 1 回
- 1 日あたり上り 70 回、1 日あたり下り 2 回
- 1 日あたり上り 140 回、1 日あたり下り 4 回

2. 当社は、前項に定める SIGFOX BUY サービスにかかる通信の伝送速度及び通信容量を保証するものではありません。契約者は、SIGFOX BUY サービスにかかる通信状況または通信環境によっては、当該通信速度及び通信容量に達しない場合があり、または当該通信に接続できない場合があることを承諾します。

### 第30条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用可能期間)

アクティベーション (SIGFOX BUY サービスを利用するための通信回線について最初に発生する情報通信をいい、以下同じとします) が可能な期間は、契約者が SIGFOX BUY サービスの申込をした日から1年間とします。また、SIGFOX BUY サービスにかかる情報通信することが可能な期間はアクティベーション後1年間とし、当該期間を更新することはできないものとします。

### 第31条 (SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用条件)

当社は、1のサービス用無線端末において、一定の時間内に前条に定める SIGFOX BUY サービスにかかる通信の技術仕様の数値を超える大量のデータが送受信される等により通信が著しく輻輳する場合、当該通信の利用を一時的に制限し、あるいは当該超過するデータの全部または一部を破棄することができるものとします。

2. 当社は、SIGFOX BUY サービスにかかる通信中に電波状況が著しく悪化した場合、当該通信を切断することがあります。

3. SIGFOX BUY サービスにかかる通信は、当該通信中の電波状況の変動等により、送受信された情報等が破損または滅失することがあります。

4. 当社は、前三項による当社の対応により、契約者が何らかの損害を被った場合といえども、何らの責任も負わないものとします。

### 第32条 (その他 SIGFOX BUY サービスにかかる通信の制限)

当社は、サービス用無線端末が必要な認証手続等を完了していない、または認証手続にかかる技術適合基準等を満たしていないと判断する場合、そのサービス用無線端末からの SIGFOX BUY サービスにかかる通信の利用を制限する場合があります。

2. 当社は、本条に規定する SIGFOX BUY サービスにかかる通信の制限のために必要な場合、当該通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積等を行う場合があります。

## 第7章 国際ローミング

### 第33条 (国際ローミングの利用等)

契約者は、SIGFOX BUY サービスの国際ローミングが利用可能なエリア内において、国際ローミングを利用することが可能です。

2. 契約者が、国際ローミングを利用した場合、SIGFOX BUY サービスの利用料は、その国際ローミングにかかる外国の電気通信事業者または当社の電気通信設備により測定します。

3. 外国の電気通信事業者が定める国際ローミングの提供エリア内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくい場所では SIGFOX BUY サービスを利用することができない場合があります。

4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により SIGFOX BUY サービスを利用できない場合、または電気通信設備の保守上あるいは工事上止むを得ない場合、国際ローミングを利用することができない場合があります。

5. 前2項の規定によるほか、国際ローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約、約款等により制限されることがあります。

## 第8章 SIGFOX BUY サービスの提供停止、禁止事項等

### 第34条 (止むを得ない事情による SIGFOX BUY サービスの提供停止または制限)

当社は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され当社において再開が可能となるまでの間、SIGFOX BUY サービスの提供を停止または制限することがあります。なお、当社は、別途当社が定める場合を除き、本条により SIGFOX BUY サービスを停止または制限した期間にかかるサービス料金について、契約者に対して支払免除または減額等の措置を行いません。

- (1) UnaBiz 社その他当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止する場合
- (2) 技術上、または SIGFOX BUY サービスの運営上、SIGFOX BUY サービスの提供を停止することが必要と判断される場合
- (3) 火災、停電等の事故により SIGFOX BUY サービスの提供が不可能となった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱等の人的要因により SIGFOX BUY サービスの提供が不可能となった場合
- (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により SIGFOX BUY サービスの提供が不可能となった場合
- (6) 司法、行政からの法令等の要請に基づく場合
- (7) その他当社の責に帰すべき事由によらず SIGFOX BUY サービスの提供が不可能となった場合

2. 当社は、前各項の規定により SIGFOX BUY サービスの提供を停止または制限する場合、事前に当該停止または制限の理由、日時を契約者に通知するものとします。ただし、当社は、緊急止むを得ない場合、契約者への通知を行なうことなく直ちに SIGFOX BUY サービスの提供を停止することがあります。

3. 当社は、第1項及び第2項により SIGFOX BUY サービスの提供を停止または制限したことにより契約者が何らかの損害を被った場合といえども、契約者に対し何らの責任も負わないものとします。

### 第35条 (禁止事項、SIGFOX BUY サービスの提供停止)

当社は、契約者に対して、次の各号に定める行為を禁止します。契約者は、いかなる場合においても当該禁止行為を行わないものとします。

- (1) SIGFOX BUY サービスその他当社のサービスを利用して、当社または他の契約者その他第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) SIGFOX BUY サービスその他当社のサービスを利用して、当社または他の契約者が運営するサービスを妨害または侵害する行為
- (3) 当社または他の契約者その他第三者を誹謗または中傷し、あるいは当社または他の契約者その他第三者の社会的または経済的な信用、評価、印象、名誉等に悪影響を与えまたは毀損する行為
- (4) 法令、監督官庁の指示、指導、ガイドライン等に違反する行為または公序良俗に反する行為、第三者に何らかの不利益を与えまたは迷惑を被らせる目的に基づいた行為、その他社会的に問題となる行為
- (5) 不正アクセス、クラッキング、アタック等 SIGFOX BUY サービスの運営に支障を及ぼす行為

(6)本約款等に違反する行為

(7)その他前各号に該当するおそれのある行為、並びにこれに類する行為またはこれを助長、誘発する等による幫助行為

2. 当社は、契約者が次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され当社によりSIGFOX BUY サービスの提供再開が可能となるまでの間、SIGFOX BUY サービスの提供を停止できるものとします。なお、契約者は、当社がSIGFOX BUY サービスの提供を停止した場合においても、本条によりサービス料金の支払義務を免れないものとします。

(1)支払期日を経過したにもかかわらず、サービス料金を支払わない場合

(2)契約者がSIGFOX BUY サービスを利用するために使用する電気通信設備等がコンピュータウイルス等に侵害され、これにより当社または他の契約者その他第三者に対しコンピュータウイルス被害を与える状況にある場合

(3)前項各号の定めにより禁止される行為を行った場合

3. 当社は、前項の規定によりSIGFOX BUY サービスの提供を停止する場合、事前に当該停止の理由、日時を契約者に通知するものとします。ただし、緊急止むを得ない場合、当社は、契約者への通知を行なうことなく直ちにSIGFOX BUY サービスの提供を停止することがあります。

4. 当社は、第1項によりSIGFOX BUY サービスの提供を停止したことにより契約者が何らかの損害を被った場合といえども、契約者に対し何らの責任も負わないものとします。

## 第9章 サービス料金

### 第36条 (サービス料金)

サービス料金は、料金表の定めに基づき算出するものとします。

### 第37条 (サービス料金の変更)

当社は、経済情勢の変動または不動産価格その他の諸物価の高騰、UnaBiz 社による料金の変更、その他SIGFOX BUY サービスの運営上必要な事由により、サービス料金が不相応となった場合、契約者に通知することにより、サービス料金を変更できるものとします。

### 第38条 (サービス料金の支払方法)

契約者は、第36条に定めるサービス料金を、第2項に定める方法に従い支払うものとします。

2. サービス料金の支払方法は、UnaBiz 社が指定する決済代行会社を通じ Web 申込時に指定するクレジットカードに限り支払できるものとします。

3. 契約者は、契約者とクレジットカード会社、またはUnaBiz 社が指定する決済代行会社との間で紛争が生じたときは、当事者間で解決するものとし、当社は当社に故意または重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとします。

4. 当社は、本サービスに関する書面による請求書及び領収証を発行しないものとします。

## 第10章 サポート、保守に関する対応

### 第39条 (SIGFOX BUY サービスにかかるサポート)

当社は、必要に応じて、OSS 等を通じて、契約者に対して以下のサポートを提供します。なお、その提供にかかる方法、内容、条件等については、当社が定める方法によります。

- (1) 契約者からの SIGFOX BUY サービスにかかる技術的事項、販売方法等に関する問い合わせへの対応
- (2) 契約者が SIGFOX BUY サービスを利用するにあたり問題が発生した場合における原因調査、復旧に向けての対応
- (3) 契約者に対する SIGFOX BUY サービスの提供に影響を及ぼす技術情報の提供
- (4) 前各号に定める内容のほか、SIGFOX BUY サービスを利用する上で当社が必要と判断する事項

### 第40条 (SIGFOX ネットワークの維持等)

当社は、当社が設置した SIGFOX ネットワークが正常に稼動するように維持し、また SIGFOX ネットワークが故障または滅失した場合、すみやかに修理または復旧にあたるものとします。

2. 契約者は、SIGFOX BUY サービスにかかる通信に生ずる支障その他の理由により SIGFOX BUY サービスの利用ができなくなった場合、サービス用無線端末に故障等がないことを確認の上、当社に、SIGFOX ネットワークの修理または復旧を請求するものとします。

3. 前項の修理または復旧の請求により行った当社の修理または復旧にかかる作業の結果、故障等の原因が契約者のサービス用無線端末にあることが判明した場合、契約者は、当社に当該作業に要した費用を支払うものとします。この場合における費用の額は、当該作業に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第11章 損害賠償

### 第41条 (損害賠償の範囲)

契約者及び当社は、契約者による SIGFOX BUY サービスの利用及び契約者または当社による SIGFOX BUY サービス契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により何らかの損害を被った場合、相手方と協議の上、相手方に対し当該事由により被った通常かつ直接の損害についての賠償を請求できるものとします。なお、当社が契約者に賠償する範囲は、当該損害が発生時における直近1年間のサービス料金のうちの利用料金として、契約者が当社に支払うべき金額を上限とします。

### 第42条 (免責事項)

SIGFOX BUY サービス契約に関して当社が契約者に対して保証する責任は、法令により許容されない場合を除き、本約款等に定める内容をもって全てとします。

2. 当社は、予見の有無を問わず、SIGFOX BUY サービスの利用により契約者が被った間接的損害、特別損害、派生的損害、結果的損害、逸失利益、SIGFOX BUY サービスの利用により契約者が管理また

は保管するデータ等の喪失、その他本約款等に定めのない事項について、法令により許容されない場合を除き、その名目を問わず何らの責任も負わないものとします。

3. 当社は、契約者が SIGFOX BUY サービスに関して、その完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、コンピュータウイルス等の侵入が無いこと、法令により許容されない場合を除き、何らの保証または責任も負いません。

## 第12章 雑則

### 第43条（業務委託）

当社は、SIGFOX BUY サービスの提供に必要な場合、SIGFOX BUY サービスの提供にかかる業務を、別途当社が指定する第三者に委託できるものとします。

### 第44条（対象ソフトウェア等の知的財産権）

当社または UnaBiz 社により開発された、SIGFOX BUY サービスの提供または利用するためのソフトウェア、マニュアルその他の資料等(以下「対象ソフトウェア等」といいます)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権及びその他一切の権利は、当社または UnaBiz 社に帰属または留保されるものとします。

### 第45条（対象ソフトウェア等の目的外利用の禁止）

契約者は、対象ソフトウェア等を、SIGFOX BUY サービスを利用する目的に限り使用できるものとし、当該目的以外には使用できないものとします。

2. 契約者は、対象ソフトウェア等について、翻案、翻訳、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等を行わないものとします。

### 第46条（秘密情報の管理）

当社及び契約者は、本約款等の履行を通じ知り得た相手方または第三者の業務上または技術的な情報(以下「秘密情報」といいます)の取扱いに関し、次の定めを遵守します。

- (1) 秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること
- (2) 相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款等の履行の目的を達成するために知る必要のある自社(当社に関しては UnaBiz 社を含みます)の役員、従業員以外の第三者に開示、漏洩等しないこと
- (3) 本約款等の目的を達成し、または履行する目的を超えて、秘密情報の複製、改変等を行わないこと
- (4) 前各号の定めにかかわらず、法令により秘密情報の開示を要請された場合、当該要請に応じ秘密情報を開示すること(但し、開示にあたり可能な限り事前に相手方に通知し、相手方が当該要請に対応するための機会を設けるものとします)
- (5) 原因のいかんを問わず SIGFOX BUY サービス契約が終了した場合、秘密情報をすみやかに相手方に返却、または相手方の指示に従い破棄の上、相手方からの要請に応じ破棄したことを証する書面を

提出すること

2. 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものは秘密情報から除外します。

- (1) 情報を知得した際に、既に知得していたもの
- (2) 情報を知得した際に、既に公知であったもの
- (3) 情報を知得した後に、自らの責によらないで公知になったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
- (5) 知得した秘密情報によらずに、独自に開発したもの

3. 本条に定める義務は、原因のいかんを問わず SIGFOX BUY サービス契約の終了後においても 3 年間は引き続き有効に存続するものとします。

#### **第47条 (SIGFOX BUY サービス運営上必要な情報の利用)**

当社及び UnaBiz 社は、当社及び UnaBiz 社による SIGFOX BUY サービスの適正な運営において必要な範囲内で、SIGFOX データを日本国の内外を問わず利用することができるものとします。

2. 本条の規定は、SIGFOX BUY サービス契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

#### **第48条 (個人情報の利用)**

当社は、SIGFOX BUY サービスの提供に関連して知り得た、個人情報の保護に関する法律及び日本工業規格 JIS Q15001 で定義された個人情報(以下「個人情報」といいます)を、次の各号の場合を含み SIGFOX BUY サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。

- (1) 当社に関連する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
- (2) 個人情報を適切かつ厳重に管理するよう契約等で義務づけた業務委託先に対し、SIGFOX BUY サービス提供に必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で第 43 条に基づき再委託する再委託先に個人情報を提供する場合
- (4) SIGFOX BUY サービスのサービス向上等の目的で、個人情報(WEB サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況なども含みます)を集計及び分析等を行う場合
- (5) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて提携先等第三者に開示または提供する場合
- (6) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者に電子メール等を送付する場合
- (7) その他任意に契約者の同意を得たうえで個人情報を開示または利用する場合

2. 当社は、前項に定める内容を除き、個人情報に関して、当社が Web サイト「<https://www.kccs.co.jp>」上にて開示する内容に基づき取り扱うものとします。

#### **第49条 (反社会的勢力の排除)**

契約者及び当社は、自らが次の各号に定めるいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)のいずれかに該当すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であること



- (3)反社会的勢力に資金を提供し、または便宜を供与する等の関係にあること
  - (4)反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること
2. 契約者及び当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証します。
- (1)暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (2)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (3)風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - (4)その他前各号に準ずる行為

#### **第50条（期限の利益喪失）**

契約者及び当社は、自らが次の各号に定めるいずれかに該当した場合、相手方に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当該債務を履行する責を負うものとします。

- (1)本約款等の各条項(前条を除く)のいずれかに違反し、相手方より相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらずなお是正されない場合
- (2)仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを行い、または申立てられた場合
- (3)解散決議をし、または営業を廃止した場合
- (4)自ら振り出しまたは引き受けた手形、自ら振り出した小切手の不渡りを1回でも出した場合等、資産、信用、支払能力に重大な変更を生じ、または生じるおそれがあると判断される場合
- (5)故意または過失により相手方に重大な損害を与えた場合
- (6)重大な過失または背信行為があった場合
- (7)事業法第9条の登録または第16条第1項にかかる届出を取り消され場合(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更される場合を除きます)
- (8)自らが運営する電気通信事業の全部を廃止した場合
- (9)前条の定め違反した場合
- (10)相当期間に亘り契約者と連絡することが不能である場合
- (11)自らの事業の継続に重大な支障を及ぼすと認められる事実が発生した場合であって、その負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情がある場合

#### **第51条（準拠法）**

本約款等の効力、解釈、履行については、日本国法を準拠法とします。

#### **第52条（合意管轄）**

契約者と当社との間で、本約款等に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

#### **《附 則》**

平成30年7月1日 初版 制定、施行

平成30年9月1日 第2版

令和3年6月1日 第3版

令和4年7月1日 第4版

令和5年6月29日 第5版